

株 主 各 位

東京都新宿区下落合一丁目5番22号  
アニコム ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小 森 伸 昭

## 第14回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成26年6月25日（水曜日）午後2時  |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区下落合一丁目5番22号<br>アリミノビル地下1階 大ホール<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項<br>議案      | 取締役5名選任の件  |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<http://www.anicom.co.jp/>）にその内容を掲載いたします。

## 《添付書類》

# 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告

## 1. 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による財政・金融・成長戦略等により企業業績の改善が進むとともに、雇用環境の改善や消費マインドの拡大への期待が高まっている一方、今後の消費税増税の影響等、未だ不透明な環境となっております。また、海外では米国経済が堅調に成長を続けましたが、その他諸外国、特に新興国においては米国の量的金融緩和縮小の影響を受けた通貨安等により経済成長に陰りが見えているなど、不安定な環境となっております。

このようななか、当社グループの中核子会社であるアニコム損害保険株式会社（以下、「アニコム損保」）では、当年度の最重点施策である「さらなる損害率のコントロール」に注力してまいりました。具体的には、オンライン契約における補償割合70%商品の取り扱い停止および保険契約始期日の変更、契約継続時における補償割合引き上げ審査強化、販売チャネル毎の損害率管理強化、対応医療機関との関係強化、保険金支払管理体制の強化などに取り組みました。また、平成24年8月から新規引受を停止していた補償割合90%商品は平成25年7月末をもって保有契約が無くなりました。これらの施策の効果によりE/I損害率注1)は前年同期比で0.8pt改善し、66.7%となりました。また、E/I損害率に既経過保険料ベース事業費率注2)を足したコンバインド・レシオ（完全既経過ベース）についても、前年同期比で1.9pt改善し95.3%となり、利益構造の改善が進みました。

一方、保険引受収益に関しては、重点施策のひとつとした「新規契約獲得基盤の拡大強化」を達成すべく、ペット保険募集の主力チャネルであるペットショップ代理店の新規取扱い店舗の開拓に加え、既存ペットショップ代理店への販売促進を一層強化した結果、新規契約獲得の増加に繋がりました。また、既にペットを飼われている方々からの加入を促進すべく、地方銀行・信用金庫等の金融機関代理店や生活協同組合、カーディーラー、職域代理店等のさらなる拡充を図るなど、募集チャネルの拡大と募集力の強化に努めました。加えて、既存契約の継続施策にも注力した結果、継続率も引き続き高い水準で安定して推移いたしました。これらの結果として、当年度末の保有

契約数は50万件を突破し、504,969件(前年度末から58,555件の増加・同13.1%増)となりました。

三番目の重点施策である「ペット保険事業に続く新たな事業のスタート」については、平成26年1月に、当社グループの中核事業であるペット保険の健全な持続的成長を支えるべく、どうぶつ医療分野における基礎研究の推進や、科学的根拠に基づく診療方法の確立、先進医療の開発に向けた臨床等を行うことを目的として、日本どうぶつ先進医療研究所株式会社を設立し、平成26年4月の事業開始に向け準備を進めました。また、動物病院向けシステムの開発・販売等を主力事業とするアニコム パフェ株式会社においては、動物病院向けカルテ管理システム「アニコムレセプター」の後継・最新版として、富士通株式会社と共同でクラウド型カルテ管理システム「アニレセF」の開発・販売をスタートいたしました。このほか、保険代理店業を主な事業とするアニコム フロンティア株式会社では、主に動物病院及びペットショップの経営者向けに事業者賠償責任保険をはじめとする各種保険のご提案を促進し、契約の拡大に努めました。

以上の結果、当社グループにおける連結成績は次のとおりとなりました。保険引受収益18,087百万円、資産運用収益108百万円などを合計した経常収益は18,366百万円(前連結会計年度比13.5%増)となる一方、保険引受費用13,448百万円(同17.5%増)、営業費及び一般管理費3,982百万円(同9.6%増)等を合計した経常費用は17,633百万円(同14.9%増)となりました。この結果、経常利益は733百万円(同12.5%減)となり、これに特別損益、法人税及び住民税などを加減した当期純利益は447百万円(同30.1%減)となりました。なお、ペット保険引受事業においては、損害率のコントロールによる利益構造の改善と保有契約の順調な拡大を達成いたしました。経常利益に対して直接影響する異常危険準備金の戻入益に関する会計処理において、前連結会計年度はアニコム損保が保険引受を開始した平成21年3月期以降平成24年3月期まで、継続的に繰り入れられていた異常危険準備金残高の全額である783百万円が戻入益として計上され、利益に対して大きなプラスのインパクトを与えた一方、当連結会計年度においては前期に計上した異常危険準備金繰入額が戻入の限度額となるため、505百万円(前連結会計年度と比べ277百万円減・35.4%減)が戻入益として計上されるにとどまりました。このため、実態の利益構造は改善しているものの、結果としては経常減益となっております。また、当該異常危険準備金等の影響を除外して算定する当社独自の指標である修正利益注3)は、前連結会計年度の420百万円から309百万円増加して729百万円を計上し、ペット保険引受事業は順調に成長しております。

注1) E/I損害率：発生ベースでの損害率。（正味支払保険金＋支払備金増減額＋損害調査費）÷既経過保険料にて算出。

注2) 既経過保険料ベース事業費率：発生ベースの保険料（既経過保険料）に対する発生ベースの事業費率。損保事業費÷既経過保険料にて算出

注3) 修正利益：ペット保険引受事業による実質的な損益を表す当社グループ独自の指標。経常利益±異常危険準備金影響額±資産運用収支±その他収支にて算出。

## （対処すべき課題）

当社グループは創業以来、わが国におけるペット保険市場の創造に努めてまいりましたが、ペット保険の先進国である英国等と比較すると、認知度・契約割合は依然として低く、成長途上の市場であります。人間の健康保険制度が社会的なインフラとして確立されているわが国において、診療費から保険金を差し引いて支払い手続きが完結する当社グループのペット保険が、いわば、どうぶつの健康保険制度として社会に広く認知・活用されるよう、今後とも取り組んでまいり所存です。その実現のために、対処すべき課題として以下を認識しております。

### ①損害率の改善に向けた継続的な取り組み

顧客ニーズを反映させたペット保険商品の提供を通じて、市場拡大のスピードを加速させるべく、平成22年10月よりペット保険商品の補償範囲の拡大を行いました。具体的には、従来の50%補償商品に加えて、70%・90%補償商品の投入や、入院・通院それぞれ年間20日までを補償日数の限度としていたものを撤廃しております。これにより、新規契約の増加、継続率の改善及び保険料単価の上昇が促進され保険料収入の増加に繋がりましたが、一方、想定以上の損害率の上昇が見られました。これを受け、損害率の改善を図るべく、その要因のひとつであった90%補償商品につきまして、保険始期日が平成24年8月1日以降の契約から取扱いを停止しており、1年後の平成25年7月末をもって当該商品の保有契約は無くなっております。加えて、保険金請求審査体制の強化や販売チャネルに応じた損害率改善施策の実行、アンダーライティング強化等を実行することで損害率の改善を図っております。

今後も、損害率の改善を最優先に取り組む課題として認識しておりますので、引き続き施策の実行に取り組んでまいります。

## ②売上拡大に向けたペット保険代理店網の拡充

ペット保険市場の拡大に向けて、ペットの販売と同時に保険募集を行うことができるペットショップ代理店網のさらなる拡充を図るほか、既にペットを飼われている方々からの加入を促進すべく、新たなチャネルの開拓と確立が必要であると認識しており、地方銀行、信用金庫を中心としたエリア特化の金融機関代理店網の拡充や、保険販売力のあるカーディーラー代理店の開拓、企業内保険代理店との提携による職域への展開等に引き続き注力してまいります。

## ③事業の多角化を推進

現在の当社グループはペット保険事業が収益のほとんどを占めていることから、当該事業に経営リスクが過度に集中していることを課題として認識しております。ペット保険事業とのシナジーを図りながら事業の多角化を推進すべく、当社グループにおける4番目の子会社となる日本どうぶつ先進医療研究所株式会社を設立し、主に犬・猫の循環器疾病に対する先進的な臨床・研究所として平成26年4月から本格的な業務を開始しております。

また、富士通株式会社と業務連携し、これまでアニコムパフェ株式会社が開発・販売していた動物病院向け顧客管理ソフトウェア「アニコムレセプター」を進化させた「アニレセFシリーズ」の提供を開始しております。「アニレセFシリーズ」は、電子カルテシステムなどの診療支援機能や経営管理機能を新たに搭載したクラウドサービスであり、動物病院支援事業の拡大や、アニコム損害保険株式会社における査定業務の効率化を狙うものであります。

今後は、これら事業へ経営リソースを十分に配分し早期の黒字化に向けて注力するとともに、引き続き新規事業の開拓に向けた取り組みを進めてまいります。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含む）における金額及び株式数等は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 平成22年度        | 平成23年度        | 平成24年度        | 平成25年度<br>(当期) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 連 結 経 常 収 益   | 百万円<br>11,107 | 百万円<br>13,845 | 百万円<br>16,186 | 百万円<br>18,366  |
| 連 結 経 常 利 益   | 342           | 337           | 837           | 733            |
| 連 結 当 期 純 利 益 | 421           | 465           | 640           | 447            |
| 連 結 包 括 利 益   | 415           | 450           | 646           | 380            |
| 連 結 純 資 産 額   | 6,588         | 7,071         | 7,805         | 8,248          |
| 連 結 総 資 産     | 13,382        | 15,355        | 16,872        | 18,634         |

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 平成22年度       | 平成23年度       | 平成24年度       | 平成25年度<br>(当期) |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 売 上 高              | 百万円<br>—     | 百万円<br>—     | 百万円<br>—     | 百万円<br>—       |
| 営 業 収 益            | 568          | 571          | 536          | 503            |
| 受 取 配 当 金          | —            | —            | —            | —              |
| 保険業を営む子会社等         | —            | —            | —            | —              |
| その他の子会社等           | —            | —            | —            | —              |
| 当 期 純 利 益          | 186          | 188          | 100          | 61             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 45円<br>65銭   | 11円<br>41銭   | 5円<br>99銭    | 3円<br>58銭      |
| 総 資 産              | 百万円<br>7,868 | 百万円<br>8,099 | 百万円<br>8,318 | 百万円<br>8,493   |
| 保険業を営む子会社等株式会社等    | 5,814        | 6,514        | 6,514        | 7,214          |
| その他の子会社等株式会社等      | 20           | 20           | 20           | 310            |

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

当社は、平成23年8月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年10月1日付をもって普通株式1株につき4株の分割を行っております。

当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

| 区 分                | 平成22年度     | 平成23年度     | 平成24年度    | 平成25年度<br>(当期) |
|--------------------|------------|------------|-----------|----------------|
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 11円<br>41銭 | 11円<br>41銭 | 5円<br>99銭 | 3円<br>58銭      |

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況（平成26年3月31日現在）

#### ① 当社

| 事務所名 | 所在地    | 設置年月日     |
|------|--------|-----------|
| 本社   | 東京都新宿区 | 平成12年7月5日 |

(注) 会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

#### ② 子会社等

| 会社名               | 事務所名 | 所在地    | 設置年月日       |
|-------------------|------|--------|-------------|
| アニコム損害保険株式会社      | 本社   | 東京都新宿区 | 平成18年1月26日  |
| アニコムパフェ株式会社       | 本社   | 東京都新宿区 | 平成16年12月24日 |
| アニコムフロンティア株式会社    | 本社   | 東京都新宿区 | 平成17年2月25日  |
| 日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 | 本社   | 東京都新宿区 | 平成26年1月24日  |

(注) いずれの子会社も、会社設立の年月日を設置年月日として記載しております。

#### (4) 企業集団の使用人の状況（平成26年3月31日現在）

##### ① 企業集団の使用人の状況

| 区 分   | 前 期 末 | 当 期 末 | 当 期 増 減 (△) |
|-------|-------|-------|-------------|
| 使 用 人 | 251名  | 275名  | 24名         |

- (注) 1. 使用人は就業人員（当社グループ外からの出向者を含む）であり、兼務役員、退職者、当社グループ外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 当社グループにおいては、損害保険事業の経常収益、経常利益及び資産の金額が、全セグメントのそれぞれの合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業セグメント別情報の記載を省略しております。

##### ② 当社の使用人の状況

| 区 分   | 前 期 末 | 当 期 末 | 当 期 増 減 (△) | 当 期 末 現 在 |        |        |
|-------|-------|-------|-------------|-----------|--------|--------|
|       |       |       |             | 平均年齢      | 平均勤続年数 | 平均給与月額 |
| 使 用 人 | 10名   | 9名    | △1名         | 37.8歳     | 5.1年   | 651千円  |

- (注) 1. 使用人は就業人員（社外からの出向者を含む）であり、兼務役員、退職者、社外への出向者及びパートタイマー等の臨時使用人は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位を切り捨てて小数第1位まで表示しております。
3. 平均勤続年数は当社グループにおける在籍期間を通算しております。
4. 平均給与月額は基準外給与を含んでおります。

#### (5) 企業集団の主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

##### ① 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

##### ② 子会社等の主要な借入先の状況

該当事項はありません。



(6) 企業集団の資金調達の様況

調達金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(7) 企業集団の設備投資の様況

① 設備投資の総額

|         |        |
|---------|--------|
| 設備投資の総額 | 236百万円 |
|---------|--------|

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の様況（平成26年3月31日現在）

① 親会社の様況

該当事項はありません。

② 子会社等の様況

| 会社名               | 所在地    | 主要な事業内容                 | 設立年月日       | 資本金      | 当社が有する子会社等の議決権比率 | 備考 |
|-------------------|--------|-------------------------|-------------|----------|------------------|----|
| アニコム損害保険株式会社      | 東京都新宿区 | ペット保険事業                 | 平成18年1月26日  | 5,050百万円 | 100%             | －  |
| アニコムパフェ株式会社       | 東京都新宿区 | 動物病院支援事業                | 平成16年12月24日 | 80百万円    | 100%             | －  |
| アニコムフロンティア株式会社    | 東京都新宿区 | 保険代理店業                  | 平成17年2月25日  | 10百万円    | 100%             | －  |
| 日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 | 東京都新宿区 | 家庭どうぶつの特定期病に関する基礎研究及び臨床 | 平成26年1月24日  | 75百万円    | 100%             | 注  |

(注) 日本どうぶつ先進医療研究所株式会社は、当社の100%子会社として平成26年1月に新設しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の様況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

#### 会社役員の状況（平成26年3月31日現在）

| 氏名    | 地位及び担当                            | 重要な兼職                                                                                  | その他                |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 小森伸昭  | 代表取締役<br>担当：総括、内部監査室              | アニコム損害保険株式会社 代表取締役<br>アニコム パフェ株式会社 取締役<br>アニコム フロンティア株式会社 取締役<br>日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 取締役 | －                  |
| 百瀬由美子 | 常務取締役<br>担当：人事管理部、コンプライアンス・リスク管理部 | アニコム損害保険株式会社 常務取締役                                                                     | －                  |
| 須田一夫  | 取締役<br>担当：経営企画部、財務経理部             | アニコム フロンティア株式会社 取締役                                                                    | －                  |
| 小林英三  | 取締役<br>(社外取締役)                    | 日本証券金融株式会社 代表取締役                                                                       | －                  |
| 中出哲   | 取締役<br>(社外取締役)                    | 早稲田大学 商学学術院 教授                                                                         | －                  |
| 岩崎俊男  | 取締役<br>(社外取締役)                    | 株式会社セルフリースサイエンス 取締役(社外取締役)                                                             | 平成25年6月26日<br>任期満了 |
| 猪俣吉彦  | 常勤監査役<br>(社外監査役)                  | アニコム パフェ株式会社 監査役<br>アニコム フロンティア株式会社 監査役<br>日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 監査役                       | －                  |
| 岩本康一郎 | 監査役<br>(社外監査役)                    | ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士<br>アニコム損害保険株式会社 監査役(社外監査役)                                         | －                  |
| 藤田信一郎 | 監査役                               | アニコム損害保険株式会社 常勤監査役                                                                     |                    |
| 岡部紳一  | 監査役<br>(社外監査役)                    | アニコム損害保険株式会社 監査役(社外監査役)                                                                | －                  |

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 平成25年6月26日開催の第13回定時株主総会において、小林英三氏及び中出哲氏は取締役役に選任され就任いたしました。
3. 当社は、取締役小林英三氏及び中出哲氏並びに監査役猪俣吉彦氏、岩本康一郎氏及び岡部紳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 岩崎俊男氏は、平成25年6月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任しております。なお、地位及び担当と重要な兼職についての記載は、いずれも退任時点のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等   | 定款又は株主総会で定められた報酬限度額 |
|-----|------|-------|---------------------|
| 取締役 | 6名   | 48百万円 | 200百万円              |
| 監査役 | 4名   | 21百万円 | 50百万円               |

- (注) 1. 支給人数には、平成25年6月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役のうち2名は子会社であるアニコム損害保険株式会社の業務執行取締役を兼務しております。これらの取締役に対しては上記とは別に当該子会社から合計99百万円の報酬が支払われております。
3. 監査役のうち3名は子会社であるアニコム損害保険株式会社の監査役を兼務しております。これらの監査役に対しては上記とは別に当該子会社から合計18百万円の報酬が支払われております。
4. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての給与その他の職務遂行の対価9百万円を含みません。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況（平成26年3月31日現在）

| 氏 名              | 兼 職 そ の 他 の 状 況                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 小林英三<br>(社外取締役)  | 日本証券金融株式会社 代表取締役                                                 |
| 中出哲<br>(社外取締役)   | 早稲田大学 商学大学院 教授                                                   |
| 猪俣吉彦<br>(社外監査役)  | アニコム パフェ株式会社 監査役<br>アニコム フロンティア株式会社 監査役<br>日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 監査役 |
| 岩本康一郎<br>(社外監査役) | ライツ法律特許事務所 パートナー弁護士<br>アニコム損害保険株式会社 監査役 (社外監査役)                  |
| 岡部紳一<br>(社外監査役)  | アニコム損害保険株式会社 監査役 (社外監査役)                                         |

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役の記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. アニコム損害保険株式会社、アニコム パフェ株式会社、アニコム フロンティア株式会社及び日本どうぶつ先進医療研究所株式会社は、当社の完全子会社であります。
3. 日本証券金融株式会社、早稲田大学及びライツ法律特許事務所との間に重要な取引関係はありません。

## (2) 社外役員の名な活動状況

| 氏名               | 在任期間      | 取締役会等への出席状況                               | 取締役会等における発言その他の活動状況                                                                                                                              |
|------------------|-----------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小林英三<br>(社外取締役)  | 9ヶ月       | 同氏の取締役就任後、当年度に開催した16回取締役会のうち、14回に出席しました。  | 日本証券金融株式会社の代表取締役として直接企業経営に関与されている経験や、日本銀行の局長及び理事を歴任された経験により培われた専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。                                   |
| 中出哲<br>(社外取締役)   | 9ヶ月       | 同氏の取締役就任後、当年度に開催した16回取締役会全てに出席しました。       | 長年の損害保険会社勤務及び大学教授としての専門的な損害保険研究により培われた損害保険の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。                                                       |
| 猪俣吉彦<br>(社外監査役)  | 9年        | 当年度に開催した22回取締役会全てに、また23回監査役会全てに出席しました。    | 長年の損害保険会社勤務及び企業経営を通じて培われた損害保険事業の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。<br>また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。 |
| 岩本康一郎<br>(社外監査役) | 5年<br>7ヶ月 | 当年度に開催した22回取締役会全てに、また23回監査役会全てに出席しました。    | 弁護士として法律に関する専門家の見識に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。<br>また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。                        |
| 岡部紳一<br>(社外監査役)  | 1年<br>9ヶ月 | 当年度に開催した22回取締役会全てに、また23回監査役会うち22回に出席しました。 | 長年の損害保険会社勤務に基づく損害保険事業に関する専門的な知識・経験に基づき、質問、提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。<br>また、監査役会において、監査に係る重要事項等を協議したことに加え、代表取締役との意見交換会等に出席し、意見を述べています。        |

### (3) 責任限定契約

| 氏 名             | 責任限定契約の内容の概要                                                                                          |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小林英三<br>(社外取締役) | 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。 |
| 中出哲<br>(社外取締役)  | 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」であります。 |

### (4) 社外役員に対する報酬等

|       | 支給人員 | 保険持株会社から受けている報酬等 | 保険持株会社の親会社等から受けている報酬等 |
|-------|------|------------------|-----------------------|
| 報酬等合計 | 6名   | 24百万円            | 7百万円                  |

(注) 社外役員に対する報酬等の支給対象者は、取締役3名、監査役3名であります。

### (5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 株式に関する事項

##### (1) 株式数（平成26年3月31日現在）

|          |      |             |
|----------|------|-------------|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 48,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 17,356,000株 |

##### (2) 当年度末株主数

|      |        |
|------|--------|
| 普通株式 | 3,108名 |
|------|--------|

##### (3) 大株主（平成26年3月31日現在）

| 株主の氏名又は名称                                       | 当社への出資状況     |             |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------|
|                                                 | 持株数等<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                         | 2,523        | 14.5        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                       | 1,772        | 10.2        |
| KOMORIアセットマネジメント株式会社                            | 1,220        | 7.0         |
| ソニー損害保険株式会社                                     | 1,200        | 7.0         |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                                 | 910          | 5.2         |
| CBC株式会社                                         | 666          | 3.8         |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 581          | 3.3         |
| 小森伸昭                                            | 447          | 2.6         |
| ジェーピーモルガンチェースバンク 380084                         | 367          | 2.1         |
| アニコムホールディングス従業員持株会                              | 319          | 1.8         |

(注) 持株比率は、自己株式(610株)を控除して計算しております。

## 5. 新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の 新株予約権等

|                  | 新株予約権等の内容の概要             |                              |        |            | 新株予約権等を有する者の数 |
|------------------|--------------------------|------------------------------|--------|------------|---------------|
|                  | 回数<br>(行使価額)             | 行使期間                         | 個数     | 株数         |               |
| 取締役<br>(社外役員を除く) | 第2回<br>新株予約権<br>(188円)   | 平成19年4月30日から<br>平成27年3月31日まで | 1,446個 | 1,156,800株 | 1名            |
|                  | 第3回<br>新株予約権<br>(188円)   | 平成19年4月30日から<br>平成27年3月31日まで | 25個    | 20,000株    | 1名            |
|                  | 第4回<br>新株予約権<br>(1,000円) | 平成22年9月1日から<br>平成30年8月30日まで  | 30個    | 24,000株    | 2名            |
| 監査役              | 第3回<br>新株予約権<br>(188円)   | 平成19年4月30日から<br>平成27年3月31日まで | 1個     | 800株       | 1名            |
|                  | 第4回<br>新株予約権<br>(1,000円) | 平成22年9月1日から<br>平成30年8月30日まで  | 12個    | 9,600株     | 2名            |

- (注) 1. 平成21年5月11日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月25日付で株式1株につき200株の分割を行っております。また、平成23年8月12日開催の取締役会決議に基づき、平成23年10月1日付で株式1株につき4株の分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますので、記載にあたっては調整後の内容を表示しております。
2. 株数は付与後に実施された株式分割を考慮した上での株式数であります。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の 新株予約権等 該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

| 氏名又は名称                                          | 当該事業年度に係る<br>報酬 | その他 |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----|
| 新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員 小澤 裕治<br>指定有限責任社員 石井 広幸 | 26百万円           | -   |

(注) 当社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務遂行の適切性などを勘案して、必要であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。



## 8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、グループの取締役及び使用人（以下、役職員と言う）が遵守すべき基準として「グループ倫理規範」を定め、日常活動における判断・行動に際しては、コンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
  - ② 当社は、グループの法令等遵守の徹底を図るため、「グループコンプライアンス基本方針」、「グループコンプライアンス・マニュアル」等を制定し、以下のとおり、事業活動においてコンプライアンスを基本とする姿勢をグループの全役職員に対して周知徹底するとともに、体制の強化に努める。
    - (a) 当社は、定期的開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において「グループコンプライアンス基本方針」の遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役に報告する。また、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。
    - (b) 当社は、グループの役職員がコンプライアンス上の疑義を発見した場合には、職制を通じた報告ルート以外に、グループ社内外のホットライン（内部通報制度）を活用できる体制を整備する。
  - ③ 当社は、「グループ顧客保護等管理方針」を定め、お客様の資産や情報及び正当な権利を保護する体制を整備する。
  - ④ 当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」を定め、情報資産の保護・管理を徹底する情報セキュリティ管理体制を整備する。
  - ⑤ 当社は、グループの「反社会的勢力対応の基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断する姿勢を明確にするとともに、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するための対応態勢を整備する。
  - ⑥ 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、「グループ内部監査基本方針」を定め、当社及びグループ各社における内部管理態勢の適切性、有効性を監査する体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「グループ情報セキュリティ管理基本方針」及び「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報ははじめ各種の情報、文書、議事録等の取扱いルールを定め、これらを適切に保存・管理する体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループの事業運営上のリスク管理について、「グループリスク管理基本方針」及び「グループ統一的リスク管理基本方針」を定め、以下のとおりリスク管理態勢を整備する。
  - (a) リスク管理の統括部署を設置する。
  - (b) 定期的に開催する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。
  - (c) リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
- ② 当社は、「グループ危機管理方針」を定め、平時より危機管理に係る予防措置を講じるとともに、緊急事態に際してグループ各社が被る損害を極小化し、迅速に通常業務へ復旧するための危機管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規則」及び「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
- ② 取締役会は、グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、取締役は達成状況の確認を通じて所管業務の執行につき多面的な分析・施策の検討を行い、取締役会等に報告する。
- ③ 取締役による経営会議を設置し、グループ経営に係る意思決定に関する協議の充実と業務執行の効率化を図るほか、グループ各社の常勤取締役及び執行役員から業務報告を求める。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価に関する基本的事項を定めた「グループ内部統制基本方針」に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、直接出資するグループ子会社との間で経営管理契約を締結し、同契約に基づき経営管理を行う。
- ② 当社は、グループ子会社に対して、当社が策定するグループの基本方針等の遵守を求めるとともに、グループ子会社の特定事項について、当社の承認事項又は報告事項とするなど、経営管理体制を整備する。

- ③ 当社は、グループ全体の経営管理の実施および業務の適正を確保するため、グループ内取引・業務提携の管理に関する「グループ会社経営管理基本方針」を定め、同基本方針に基づきグループ子会社の経営管理を実施する。

#### (7) 監査役監査に関する体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役の監査業務を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置するとともに、監査役会の運営に関する事務業務を担う監査役会事務局を設置する。
- ② 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項  
「監査役会規則」に基づき、補助使用人の人事異動、考課、賞罰等については常勤監査役の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
  - (a) 取締役会等において、取締役からの業務の執行状況について報告を受け、また監査役から取締役への意見開示が適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
  - (b) 監査役は、内部監査結果及びコンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 子会社を含む、各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
  - (b) 監査役は、子会社監査役に対して子会社に関する重要事項の報告を求めるなど、子会社監査役との連携を密にし、効率的な監査を行う。

## 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10. その他

記載すべき事項はありません。

## 平成25年度（平成26年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目           | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|---------------|--------|--------------|--------|
| （資 産 の 部）     |        | （負 債 の 部）    |        |
| 現金及び預貯金       | 4,454  | 保険契約準備金      | 8,768  |
| 有価証券          | 11,367 | 支払準備金        | 1,291  |
| 有形固定資産        | 118    | 責任準備金        | 7,476  |
| 建築物           | 33     | その他負債        | 1,520  |
| リース資産         | 1      | 未払金          | 447    |
| その他の有形固定資産    | 83     | 仮受金          | 759    |
| 無形固定資産        | 477    | その他の負債       | 312    |
| ソフトウェア        | 263    | 賞与引当金        | 86     |
| ソフトウェア仮勘定     | 214    | 特別法上の準備金     | 10     |
| その他資産         | 2,112  | 価格変動準備金      | 10     |
| 未収金           | 1,121  | 負債の部合計       | 10,385 |
| 未収保険料         | 143    | （純資産の部）      |        |
| 保険業法第113条繰延資産 | 484    | 株主資本         | 8,306  |
| 開業費           | 4      | 資本金          | 4,282  |
| その他の資産        | 357    | 資本剰余金        | 4,172  |
| 繰延税金資産        | 116    | 利益剰余金        | △147   |
| 貸倒引当金         | △13    | 自己株式         | △0     |
|               |        | その他の包括利益累計額  | △57    |
|               |        | その他有価証券評価差額金 | △57    |
|               |        | 純資産の部合計      | 8,248  |
| 資産の部合計        | 18,634 | 負債及び純資産の部合計  | 18,634 |

# 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

| 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| 経常収益              | 18,366 |
| 保険引受収益            | 18,087 |
| 正味収入保険料           | 18,087 |
| 資産運用収益            | 108    |
| 利息及び配当金収入         | 18     |
| 有価証券売却益           | 89     |
| その他の経常収益          | 171    |
| 経常費用              | 17,633 |
| 保険引受費用            | 13,448 |
| 正味支払保険金           | 10,693 |
| 損害調査費             | 660    |
| 諸手数料及び集金費         | 1,029  |
| 支払備金繰入額           | 149    |
| 責任準備金繰入額          | 916    |
| 資産運用費用            | 18     |
| 有価証券売却損           | 18     |
| 営業費及び一般管理費用       | 3,982  |
| その他の経常費用          | 183    |
| 支払引当金繰入額          | 0      |
| 貸倒引当金繰入額          | 6      |
| 保険業法第113条繰延資産償却費用 | 161    |
| その他の経常費用          | 15     |
| 経常利益              | 733    |
| 特別損失              | 8      |
| 固定資産処分損           | 0      |
| 特別法上の準備金繰入額       | 7      |
| 価格変動準備金繰入額        | 7      |
| 税金等調整前当期純利益       | 724    |
| 法人税及び住民税等         | 142    |
| 法人税等調整額           | 134    |
| 法人税等合計            | 276    |
| 少数株主損益調整前当期純利益    | 447    |
| 当期純利益             | 447    |

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

|                     | 株主資本  |       |       |      |        |
|---------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 4,238 | 4,128 | △571  | △0   | 7,795  |
| 当期変動額               |       |       |       |      |        |
| 新株の発行               | 43    | 43    |       |      | 86     |
| 当期純利益               |       |       | 447   |      | 447    |
| 新株発行無効による減少         |       | △24   |       |      | △24    |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |       | 24    | △24   |      | -      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |       |      |        |
| 当期変動額合計             | 43    | 43    | 423   | -    | 510    |
| 当期末残高               | 4,282 | 4,172 | △147  | △0   | 8,306  |

|                     | その他の包括利益累計額  |               | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------------|-------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |       |
| 当期首残高               | 9            | 9             | 7,805 |
| 当期変動額               |              |               |       |
| 新株の発行               |              |               | 86    |
| 当期純利益               |              |               | 447   |
| 新株発行無効による減少         |              |               | △24   |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |              |               | -     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △67          | △67           | △67   |
| 当期変動額合計             | △67          | △67           | 442   |
| 当期末残高               | △57          | △57           | 8,248 |

## 連結注記表

### <金額の記載>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### <連結計算書類作成のための基本となる重要な事項>

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

アニコム損害保険株式会社

アニコム パフェ株式会社

アニコム フロンティア株式会社

日本どうぶつ先進医療研究所株式会社

このうち日本どうぶつ先進医療研究所株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社は、anicom（動物健康促進クラブ）であります。

非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社anicom（動物健康促進クラブ）については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。

② その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、販売用ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

当社及び連結子会社は所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。

また、全ての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 価格変動準備金

損害保険子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

開業費

5年間で均等額を償却する方法によっております。

(5) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産（仮払金）に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に従い、保険会社の免許取得後発生した事業費のうち損害保険事業の開始に要した費用にあたる金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。

保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上の翌連結会計年度から保険会社の免許取得後10年までの間に均等額を償却することとしております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。



<連結貸借対照表関係>

|                |        |
|----------------|--------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 208百万円 |
|----------------|--------|

<連結損益計算書関係>

事業費の主な内訳は次のとおりであります。

|    |          |
|----|----------|
| 給与 | 2,050百万円 |
|----|----------|

|       |        |
|-------|--------|
| 外注委託費 | 564百万円 |
|-------|--------|

|         |          |
|---------|----------|
| 代理店手数料等 | 1,029百万円 |
|---------|----------|

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

<連結株主資本等変動計算書関係>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|          | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度<br>末株式数 (株) |
|----------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式    |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式 (注) | 17,168,800           | 187,200              | —                    | 17,356,000          |
| 合 計      | 17,168,800           | 187,200              | —                    | 17,356,000          |
| 自己株式     |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式     | 610                  | —                    | —                    | 610                 |
| 合 計      | 610                  | —                    | —                    | 610                 |

(注) 普通株式の発行済株式数の増加187,200株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区 分           | 新株予約権の内訳                | 新株予約権の<br>目的となる<br>株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 (株) |                |                |              | 当連結会計<br>年度末残高<br>(百万円) |
|---------------|-------------------------|--------------------------|---------------------|----------------|----------------|--------------|-------------------------|
|               |                         |                          | 当連結会計<br>年度 期首      | 当連結会計<br>年度 増加 | 当連結会計<br>年度 減少 | 当連結会<br>計年度末 |                         |
| 提出会社<br>(親会社) | ストック・オプション<br>としての新株予約権 | —                        | —                   | —              | —              | —            | —                       |
|               | 合 計                     | —                        | —                   | —              | —              | —            | —                       |

## <金融商品関係>

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、主として損害保険業を行っており、資産の運用においては、運用資金の性格を考慮し、「安全性」「収益性」「流動性」「公共性」を総合的に判断し、社会・公共の福祉に資するような資産運用を目指しております。

運用手段は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等とし、年度資産運用計画に準拠した資産運用を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社の保有する金融商品は、預貯金、公社債、公社債投信、株式、株式投信、不動産投信等であり、下記のリスクに晒されております。

##### ①市場関連リスク

金利、為替、株式などの市場の変動に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

##### ②信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの価値が変動し損失を被るリスクを指します。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

アニコム損害保険株式会社におけるリスク管理体制については、資産運用部門（財務部）、事務管理部門（経理部）、リスク管理部門（リスク管理部）を設置し、資産運用リスク管理規程に基づき、相互牽制機能が働く体制としております。

##### ①市場関連リスクの管理

有価証券のうち株式・債券等については時価とリスク量を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクについては、銘柄ごとの格付情報、時価等の把握を行うことで管理をしております。また、政策投資目的で保有している有価証券については、取引先の市場環境や業績状況等を定期的にモニタリングしております。

リスク管理も含めた資産運用状況については、取締役会において月次で報告され、モニタリング結果の確認及びリスク管理態勢の整備を行っております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注）2. 参照）。

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------|-------------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預貯金       | 4,454                   | 4,454       | —           |
| (2) 有価証券          |                         |             |             |
| その他有価証券           | 11,312                  | 11,312      | —           |
| (3) 未収金（貸倒引当金控除後） | 1,108                   | 1,108       | —           |
| 資 産 計             | 16,875                  | 16,875      | —           |

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

満期のある預金については、個別の預金ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (2) 有価証券

株式については取引所の価格によっており、債券については日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格または取引金融機関から提示された価格等によっております。

また投資信託及び投資法人の投資口については、公表または資産運用会社から提示される基準価格等によっております。

#### (3) 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

#### ・非上場株式（連結貸借対照表計上額54百万円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

### < 1株当たりの情報 >

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額    | 475円27銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 25円97銭  |

3. 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額 24円06銭

<その他の注記>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 繰延税金資産                  |      |
| 繰越欠損金                   | 2    |
| 責任準備金                   | 178  |
| anicom(動物健康促進クラブ) 税務調整額 | 8    |
| 未払事業税                   | 18   |
| 賞与引当金                   | 26   |
| 減価償却費超過額                | 8    |
| その他有価証券評価差額金            | 25   |
| その他                     | 11   |
| 繰延税金資産小計                | 279  |
| 評価性引当額                  | △13  |
| 繰延税金資産合計                | 265  |
| 繰延税金負債との相殺              | △149 |
| 繰延税金資産の純額               | 116  |
| 繰延税金負債                  |      |
| 保険業法第113条繰延資産           | △149 |
| 繰延税金負債合計                | △149 |
| 繰延税金資産との相殺              | 149  |
| 繰延税金負債の純額               | —    |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

|                      |      |
|----------------------|------|
| 法定実効税率               | 38.0 |
| (調整)                 |      |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.0  |
| 住民税均等割               | 1.7  |
| 評価性引当金戻入             | △1.4 |
| 連結子会社との税率差異          | △4.0 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 2.1  |
| その他                  | △0.3 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 38.2 |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は17百万円減少し、法人税等調整額が14百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円それぞれ増加しております。

（ストック・オプション等関係）

#### 1. スtock・オプションの内容

|                          | アニコムホールディングス株式会社<br>第2回<br>ストック・オプション | アニコムホールディングス株式会社<br>第3回<br>ストック・オプション                                                                    | アニコムホールディングス株式会社<br>第4回<br>ストック・オプション                                                                    |
|--------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数             | 当社取締役 1名<br>外部協力者 3社                  | 当社取締役 1名<br>当社監査役 3名<br>当社子会社取締役 3名<br>当社従業員 18名<br>当社子会社従業員 97名<br>当社顧問 2名<br>当社子会社顧問 1名<br>外部協力者 1社 1名 | 当社取締役 4名<br>当社監査役 2名<br>当社子会社取締役 6名<br>当社子会社監査役 3名<br>当社従業員 3名<br>当社子会社従業員 187名<br>当社顧問 1名<br>当社子会社顧問 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） | 普通株式 2,400,000株                       | 普通株式 800,000株                                                                                            | 普通株式 525,600株                                                                                            |
| 付与日                      | 平成17年11月10日                           | 平成18年3月28日                                                                                               | 平成20年8月31日                                                                                               |
| 権利確定条件                   | 定め無し                                  | 定め無し                                                                                                     | 定め無し                                                                                                     |
| 対象勤務期間                   | 定め無し                                  | 定め無し                                                                                                     | 定め無し                                                                                                     |
| 権利行使期間                   | 平成19年4月30日から<br>平成27年3月31日まで          | 平成19年4月30日から<br>平成27年3月31日まで                                                                             | 平成22年9月1日から<br>平成30年8月30日まで                                                                              |

（注） 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

## 2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### (1) ストック・オプションの数

|          | アニコムホールディングス株式会社<br>第2回<br>ストック・オプション | アニコムホールディングス株式会社<br>第3回<br>ストック・オプション | アニコムホールディングス株式会社<br>第4回<br>ストック・オプション |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 権利確定前(株) |                                       |                                       |                                       |
| 当連結会計年度首 | —                                     | —                                     | —                                     |
| 付与       | —                                     | —                                     | —                                     |
| 失効       | —                                     | —                                     | —                                     |
| 権利確定     | —                                     | —                                     | —                                     |
| 未確定残     | —                                     | —                                     | —                                     |
| 権利確定後(株) |                                       |                                       |                                       |
| 当連結会計年度首 | 1,190,400                             | 424,000                               | 420,000                               |
| 権利確定     | —                                     | —                                     | —                                     |
| 権利行使     | 33,600                                | 120,000                               | 33,600                                |
| 失効       | —                                     | —                                     | 4,800                                 |
| 未行使残     | 1,156,800                             | 304,000                               | 381,600                               |

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、株式数に換算して記載しております。

### (2) 単価情報

|                   | アニコムホールディングス株式会社<br>第2回<br>ストック・オプション | アニコムホールディングス株式会社<br>第3回<br>ストック・オプション | アニコムホールディングス株式会社<br>第4回<br>ストック・オプション |
|-------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 権利行使価格(円)         | 188                                   | 188                                   | 1,000                                 |
| 行使時平均株価(円)        | 1,202                                 | 1,259                                 | 1,237                                 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | —                                     | —                                     | —                                     |

(注) 付与後に実施された株式分割を考慮した上で、権利行使価格を調整しております。

## 3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 平成25年度（平成26年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目             | 金 額   | 科 目               | 金 額   |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| （ 資 産 の 部 ）     |       | （ 負 債 の 部 ）       |       |
| 流 動 資 産         | 872   | 流 動 負 債           | 122   |
| 現金及び預金          | 653   | 未 払 金             | 20    |
| 売 掛 金           | 49    | 未 払 法 人 税 等       | 95    |
| 前 払 費 用         | 7     | 預 り 金             | 4     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 5     | 賞 与 引 当 金         | 1     |
| そ の 他           | 156   | 負 債 合 計           | 122   |
| 固 定 資 産         | 7,620 | （ 純 資 産 の 部 ）     |       |
| 有 形 固 定 資 産     | 40    | 株 主 資 本           | 8,370 |
| 建 物             | 15    | 資 本 金             | 4,282 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 24    | 資 本 剰 余 金         | 4,172 |
| 無 形 固 定 資 産     | 9     | 資 本 準 備 金         | 4,172 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 9     | 利 益 剰 余 金         | △82   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 7,570 | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △82   |
| 関 係 会 社 株 式     | 7,524 | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △82   |
| 敷 金             | 46    | 自 己 株 式           | △0    |
|                 |       | 純 資 産 合 計         | 8,370 |
| 資 産 合 計         | 8,493 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 8,493 |



## 平成25年度（平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額 |     |
|-----------------------|-----|-----|
| 営 業 収 益               |     |     |
| 経 営 管 理 料             |     | 503 |
| 営 業 費 用               |     |     |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 410 |
| 営 業 利 益               |     | 92  |
| 営 業 外 収 益             |     |     |
| 受 取 利 息               | 1   |     |
| 有 価 証 券 利 息           | 0   |     |
| そ の 他                 | 1   | 2   |
| 経 常 利 益               |     | 95  |
| 特 別 損 失               |     |     |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 0   | 0   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 95  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |     | 30  |
| 法 人 税 等 調 整 額         |     | 2   |
| 法 人 税 等 合 計           |     | 33  |
| 当 期 純 利 益             |     | 61  |

# 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

|                     | 株主資本  |       |          |         |                     |         |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|---------------------|---------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金               |         |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高               | 4,238 | 4,128 | -        | 4,128   | △120                | △120    |
| 当期変動額               |       |       |          |         |                     |         |
| 新株の発行               | 43    | 43    |          | 43      |                     |         |
| 当期純利益               |       |       |          |         | 61                  | 61      |
| 新株発行無効による減少         |       |       | △24      | △24     |                     |         |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |       |       | 24       | 24      | △24                 | △24     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |          |         |                     |         |
| 当期変動額合計             | 43    | 43    | -        | 43      | 37                  | 37      |
| 当期末残高               | 4,282 | 4,172 | -        | 4,172   | △82                 | △82     |

|                     | 株主資本 |        | 純資産合計 |
|---------------------|------|--------|-------|
|                     | 自己株式 | 株主資本合計 |       |
| 当期首残高               | △0   | 8,246  | 8,246 |
| 当期変動額               |      |        |       |
| 新株の発行               |      | 86     | 86    |
| 当期純利益               |      | 61     | 61    |
| 新株発行無効による減少         |      | △24    | △24   |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |      | -      | -     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |      |        | -     |
| 当期変動額合計             | -    | 124    | 124   |
| 当期末残高               | △0   | 8,370  | 8,370 |

## 個別注記表

(金額の記載)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。  
(時価のあるもの) 移動平均法に基づく原価法によっております。  
(時価を把握することが極めて困難と認められるもの)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法によっております。  
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 : 5～15年  
工具、器具及び備品 : 4～15年
- (2) 無形固定資産 定額法によっております。  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 |          |
| (1) 建物            | 34百万円    |
| (2) 工具、器具及び備品     | 66百万円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 |          |
| (1) 短期金銭債権        | 205百万円   |
| (うち売掛金)           | (49百万円)  |
| (うち未収入金)          | (156百万円) |
| (2) 短期金銭債務        | 0百万円     |
| (うち未払金)           | (0百万円)   |

(損益計算書に関する注記)

|                |        |
|----------------|--------|
| 1. 関係会社との取引高   |        |
| 関係会社からの経営管理料   | 503百万円 |
| 2. 特別損失の内訳     |        |
| (1) 固定資産除却損の内訳 |        |
| 工具、器具及び備品      | 0百万円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 610株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |       |
|-----------|-------|
| 繰延税金資産    |       |
| 繰越欠損金     | 0百万円  |
| 減価償却費超過額  | 1百万円  |
| 未払事業税     | 1百万円  |
| 賞与引当金     | 0百万円  |
| その他       | 8百万円  |
| 繰延税金資産小計  | 13百万円 |
| 評価性引当額    | △8百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 5百万円  |
| 繰延税金負債    | －百万円  |
| 繰延税金負債合計  | －百万円  |
| 繰延税金資産の純額 | 5百万円  |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

|                    |      |
|--------------------|------|
| 法定実効税率             | 38.0 |
| (調整)               |      |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.1  |
| 住民税均等割             | 1.3  |
| 評価性引当金戻入           | △5.6 |
| 税率変更による期末繰延資産の減額修正 | 0.4  |
| その他                | △0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 35.0 |

(注) 税務当局の指導により「anicom (動物健康促進クラブ)」を含めて法人税の申告を行っているため、上記の金額及び率は「anicom (動物健康促進クラブ)」の税務調整が含まれております。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.0%から35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は0百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係       | 取引内容                    | 取引金額<br>(百万円) | 科目          | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------|-----------|-----------------|-------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 子会社 | アニコム損害保険株式会社          | 直接 100%   | 経営指導<br>役員兼務 5名 | 経営管理料<br>(注) 2          | 499           | 売掛金         | 49            |
|     |                       |           |                 | 増資の引受<br>(注) 3          | 700           | —           | —             |
|     |                       |           |                 | 連結法人税                   | 88            | その他<br>流動資産 | 88            |
| 子会社 | アニコム パフェ株式会社          | 直接 100%   | 経営指導<br>役員兼務 3名 | 経営管理料<br>(注) 2          | 3             | 売掛金         | 0             |
|     |                       |           |                 | 増資の引受<br>(注) 4          | 140           | —           | —             |
| 子会社 | アニコム フロンティア株式会社       | 直接 100%   | 経営指導<br>役員兼務 4名 | 経営管理料<br>(注) 2          | 0             | 売掛金         | 0             |
| 子会社 | 日本どうぶつ先進医療<br>研究所株式会社 | 直接 100%   | 経営指導<br>役員兼務 3名 | 設立時発行<br>株式の引受<br>(注) 5 | 150           | —           | —             |

(注) 1. 取引金額は税抜き、期末残高は税込みで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が受託する経営指導及び業務支援内容等を勘案した上で、子会社の事業規模等により決定しております。

3. 当社がアニコム損害保険株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

4. 当社がアニコム パフェ株式会社の行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

5. 当社が日本どうぶつ先進医療研究所株式会社の設立のために行った設立時発行株式を1株50,000円で引き受けたものであります。

（1株当たり情報に関する注記）

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額           | 482円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額        | 3円58銭   |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 3円32銭   |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

アニコム ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石井広幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アニコム ホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アニコム ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月20日

アニコム ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤裕治<sup>㊞</sup>  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石井広幸<sup>㊞</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アニコムホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に基づき整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月21日

アニコム ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 猪 俣 吉 彦 ㊟

監 査 役 岩 本 康 一 郎 ㊟

監 査 役 藤 田 信 一 郎 ㊟

監 査 役 岡 部 紳 一 ㊟

(注) 監査役 猪俣吉彦、岩本康一郎及び岡部紳一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略 歴、地 位、担 当<br>(重 要、な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                              | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | こもり のぶあき<br>小 森 伸 昭<br>(昭和44年5月2日) | 平成4年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社<br>平成12年7月 当社設立 代表取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アニコム損害保険株式会社 代表取締役社長<br>アニコム パフェ株式会社 取締役<br>アニコム フロンティア株式会社 取締役<br>日本どうぶつ先進医療研究所株式会社 取締役 | 447,300株          |
| 2         | ももせ ゆみこ<br>百 瀬 由美子<br>(昭和42年9月8日)  | 平成3年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社<br>平成12年7月 当社入社<br>平成15年5月 当社 取締役<br>平成17年8月 当社 常務取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アニコム損害保険株式会社 常務取締役                                         | 180,300株          |
| 3         | す だ かずお<br>須 田 一 夫<br>(昭和24年4月21日) | 昭和49年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社<br>平成17年7月 Tokio Marine Seguradora社 取締役<br>副社長<br>平成21年8月 アニコム損害保険株式会社 入社<br>平成23年6月 当社 取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アニコム フロンティア株式会社 取締役 | 800株              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、な地位兼職の状況                                                                                                                                                                                                                         | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4     | こばやし えいぞう<br>小林英三<br>(昭和23年9月8日) | 昭和47年4月 日本銀行 入行<br>平成14年6月 同行 理事<br>平成18年5月 アメリカンファミリー生命保険会社<br>シニア・アドバイザー<br>平成19年7月 同社 副会長<br>平成22年5月 日本証券金融株式会社 顧問<br>平成22年6月 同社 専務取締役<br>平成24年6月 同社 代表取締役社長(現任)<br>平成25年6月 当社 取締役(現任。社外取締役)<br>(重要な兼職の状況)<br>日本証券金融株式会社 代表取締役社長 | —                 |
| 5     | なかいで さとし<br>中出哲<br>(昭和33年10月20日) | 昭和56年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社<br>平成21年9月 早稲田大学 商学学術院 准教授<br>平成25年4月 早稲田大学 商学学術院 教授(現任)<br>平成25年6月 当社 取締役(現任。社外取締役)<br>(重要な兼職の状況)<br>早稲田大学 商学学術院 教授                                                                        | —                 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林英三氏及び中出哲氏は、現在当社の社外取締役であり、取締役としての在任期間とともに1年であります。なお、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者とした理由について

小林英三氏につきましては、日本証券金融株式会社の代表取締役として直接会社経営に関与されている経験や、日本銀行の局長及び理事を歴任された経験により培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

中出哲氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の損害保険会社勤務ならびに大学教授もしくは准教授として専門的な損害保険研究により培われた損害保険に関する高度な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者 小林英三氏及び中出哲氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する方針であり、その契約内容の概要は次のとおりであります。

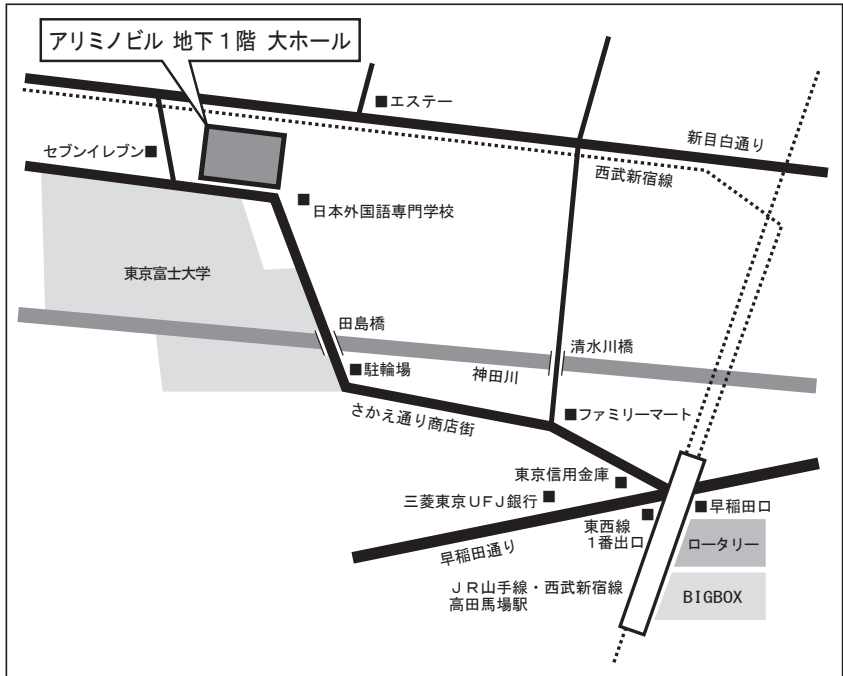
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

# 定時株主総会

## 会場ご案内

会場 東京都新宿区下落合一丁目5番22号  
アリミノビル地下1階 大ホール  
郵便番号 161-0033  
電 話 03 (5348) 3911



- J R ・ 西武新宿線 高田馬場駅「早稲田口」より徒歩5分
- 東京メトロ東西線 高田馬場駅「1番出口」より徒歩5分

※近隣に駐車場が少ないため、お車でのご来場はご遠慮願います。